解散公告

当社は、平成二十九年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月一日

兵庫県宝塚市高司一丁目三番一号二〇一

株式会社クロス

代表清算人　川名　裕子

解散公告

当社は、平成二十九年一月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月一日

奈良県山辺郡山添村大字北野一七二三番地

有限会社山添交通

清算人　井岡　甚一

解散公告

当社は、平成二十九年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月一日

鳥取県倉吉市海田西町二丁目一〇六番地

株式会社ＳＱＵＡＲＥ

代表清算人　金田　孝行

解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月一日

鳥取県鳥取市鹿野町鹿野一〇五八番地三

有限会社岡田

清算人　岡田　正已

解散公告

当法人は、平成二十八年十二月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月一日

高知市桟橋通五丁目一番一号

特定非営利活動法人ごめん・なはり線を支援する会

清算人　池田　進助

解散公告

当社は、平成二十九年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月一日

福岡県北九州市八幡西区引野一丁目一三番六号

株式会社吉田不動産鑑定士事務所

代表清算人　吉田　尚是

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月一日

熊本市中央区水道町四番三一―二〇一号

有限会社くりっぷ

清算人　古閑　隆信

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月一日

宮崎県北諸県郡三股町大字宮村三〇六番地四

有限会社エムズ企画

代表清算人　松野美智代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月一日

沖縄県浦添市西原五丁目三一番九号浦西団地Ｄ―五四

合同会社ａｎｇａｒａ

清算人　大瀬　信臣

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年十二月七日総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月一日

島根県仁多郡奥出雲町下横田四五六番地一

八川生産森林組合

清算人　渡部　一夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年十月十八日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月一日

鹿児島県枕崎市別府一三五七六番地

宗教法人浄信寺

清算人　早川　雪麿

連絡先　千葉県市原市姉崎九〇四番地一株式会社アオキ内　早川　雪麿

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年十一月二十四日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十八年十二月二十六日群馬県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月一日

群馬県前橋市石関町一三六番地三号

学校法人群馬芸術学園

代表清算人　安達　眞枝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年一月五日大分地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月一日

大分県別府市大字別府二二三四番地

宗教法人天皇国照輝尊響

清算人　安藤　恭子

第16期決算公告

平成29年2月1日

静岡県湖西市吉美1853番地

有限会社サンワシステム

代表取締役　中村　浩三

貸借対照表の要旨（平成28年9月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	896,941
	固定資産	696,633
	合計	1,593,575
負債及び純資産の部	流動負債	882,245
	固定負債	668,655
	株主資本	42,674
	資本金	4,000
	利益剰余金	38,674
	その他利益剰余金	38,674
	（うち当期純損失）	(108,307)
	合計	1,593,575

合併公告

左記会社は、甲が商号を株式会社三和製作所に変更することを条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年二月一日

静岡県湖西市吉美一八五三番地

（甲）有限会社サンワシステム

代表取締役　中村　浩三

静岡県湖西市吉美三四三六番地

（乙）有限会社三和製作所

代表取締役　中村　浩三